

市町村合併を考える

今回は、職員・特別職・議員などについて紹介します。



職員

四月一日現在、本市の職員総数は、一般行政職員が一六五名、特別行政(教育・消防)職員が二〇七名、公営企業(病院・水道・下水道)職員が二〇二名の五七四名です。
本年度も実施されました、定員管理調査(個別団体表)の一般行政職員定員モデル数は、一六六名で一名少ない状況であり、職員一人当たりの受持人口(人口/一般職員数)は、二〇七人で、県内七市中でも最も効率的に運営されているといえます。
市町村合併は、行財政の運営の効率化とその基盤の強化を図ろうとするものであり、職員の定員適正化計画により、職員数の減少に繋がります。給与費などの削減が見込まれます。

特別職

新設合併(対等合併)の場合、市町村の長、助役、収入役、各種審議会委員などの特別職の委員は、全員が失職することになります。
新市の設置の日から五〇日以内に首長選挙をおこなうこととなり、助役、収入役、各種審議会委員などの特別職は新たな首長の基で選任されます。

編入合併の場合は、編入する市町村の特別職の身分は変わりませんが、編入される(消滅する)市町村の特別職は失職します。
このように、合併に伴い特別職の数は減少し、給与費、報酬などは大幅な削減が見込まれます。

議員

都留市では、現在、市議会議員の定数は二二名ですが、地方分権一括法の一つである地方自治法の改正により、議員定数は法律で上限のみを設け、実際の人数は条例で定めることとなりました。

今後、合併による人口規模



によって、五万人未満の市の場合、平成一五年一月一日以降は上限数二六人、五万人以上一〇万人未満の場合は上限三〇人となります。

議員についても、新設合併の場合、全員が失職することになり、新市の設置の日から五〇日以内に、人口に基づき算出された定数により、議会議員の選挙を行うこととなります。

編入合併の場合は、編入する市町村の議員の身分は変わりませんが、編入される市町村議員は失職することになり、定数特例や在任特例が認められています。

●議員の定数特例●
新設合併・・合併後最初に行われる選挙により選出される議員の任期に限り、合併市町村の協議により、定数の倍までの数の議員を置くことが認められています。

●編入合併・・編入する合併関係市町村議会の議員の任期相当期間または合併後最初に行われる一般選挙により選出される議員の任期相当期間について、合併関係市町村の協議により、人口に応じて、合併市町村の議員定数を増加し、編入される合併関係市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することが認められています。

●議員の在任特例●
新設合併・・合併市町村の議会の議員で当該合併市町村議会の議員の被選挙権を有することとなる者について、最長で二年以内の間、合併時点の議員が在任することが認められています。

●編入合併・・編入される合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議員の被選挙権を有することとなる者について、編入をする合併関係市町村議員の残任期間相当期間について、合併時点の議員が在任することが認められています。

問合先 政策形成課